

フックス送信状

送信枚数 枚 (本状を含みます)

2018年7月31日 (火)

各位

日 本 共 産 党

国会議員団中国ブロック事務所

所長・武田英夫

〒703-8288 岡山市中区赤坂本町1-31

TEL (086) 273-7747

FAX (086) 272-7108

岡山県と倉敷市が30日、1000戸の建設仮設計画の内、200戸の計画を発表し、さっそく受付を始めました。

200戸のうち45戸が木造仮設です。

200戸のタイプは1DK、2DK、3Kの三種類あり、さらに近所の二世帯がペアで住めるような「お隣入居」の制度も設けられており、被災者に喜ばれています。

参考に倉敷市の募集要項を送ります。

以上

倉敷市

建設型仮設住宅の入居申込みのお知らせ

1. 概要

- ・真備町内及び柳井原に整備する200戸分の建設型仮設住宅について、7月31日（火）～8月5日（日）の間、入居申込みを受付けます。
- ・建設型仮設住宅の整備には一定の期間を要し、入居できるのは9月中となる見込みです。
- ・入居できる期間は、入居決定から2年間です。
- ・建設型仮設住宅は、家賃、敷金は必要ありませんが、光熱水費、共益費等は入居者負担です。

2. 対象となる世帯

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が大規模半壊又は半壊し、住宅としての再利用ができない世帯
- ・借上型仮設住宅（みなし仮設住宅）に入居された方、被災者向け市営住宅等に入居された方、被災住宅の応急修理制度を利用される方は、建設型仮設住宅の申込みはできません。

3. 建設型仮設住宅の所在地と戸数

団地名（仮称）	所在地		戸数	種別	住戸タイプ
真備総団地	真備総合公園 グラウンド・テニスコート	真備町箭田 2208	80戸	プレハブ	1DK 2DK 3K
二万団地	二万地区コミュニティ 広場	真備町上二万 3338-1 （二万小学校となり）	25戸		
みその団地	いきいきみその公園広場	真備町市場 4302 （園小学校となり）	25戸		
岡田団地	岡田社会体育場	真備町岡田 658-1 （岡田小学校となり）	20戸	木造	
柳井原団地	柳井原市有地	船穂町柳井原 2301-1 （ヤンマー研究所向かい）	50戸		

※団地ごとの戸数は、今後の精査により変動する場合があります。

※住戸タイプについては **別紙1** を参照してください。

4. 申込期間

- ・ 7月31日（火）： 13時～19時
- ・ 8月 1日（水）～8月5日（日）： 8時30分～19時

※抽選により申込世帯を順番付けし、入居者を決定します。

※期間の初めは申込みが集中すると予想されますが、先着順ではありませんので、じっくりご検討ください。

5. 申込受付窓口

- ・ 倉敷市役所 1階 展示ホール
- ・ 真備公民館 2階 会議室

裏面もご覧ください

6. 申込方法

- ・申込受付窓口へ「(第一次) 建設型仮設住宅申込書」と「受付票 (第一次) 建設型仮設住宅申込書」と「り災証明書」を提出してください(郵送不可)。代理人の方による申込みも可能です。
- ・申込みには、一世帯が一住戸を申し込む「一般入居」と、二世帯がペアになって二住戸を申し込む「お隣入居」の2種類があります。お隣入居の詳細は「別紙2」を参照してください。
- ・「り災証明書」はコピーも可とします。
- ・「被災した住宅に関する申告書」も提出していただきます。

7. 入居者の決定について

- ・仮設住宅団地ごと(柳井原団地は柳井原A・Bごと)に、抽選により申込世帯に順番を付けて、上位の世帯から順に住戸タイプを割り付けていきます。ただし、世帯に適合する住戸タイプがなくなった場合は、残っている住戸タイプに適合する下位の世帯が繰り上げ入居となります。

【抽選日等】8月10日(金) 10時～ 倉敷市役所 502会議室

※抽選会は立会人のもと厳正に行います。参加は任意です。

- ・申込世帯の順番付けにおいては、以下の世帯をそれ以外の世帯より上位とします(優先世帯)。

●下記ア～エのいずれかを含む世帯

ア：75歳以上の高齢者

イ：中学生以下の子ども(中学生を含む)

ウ：妊産婦

エ：障がい者(①身体障害者手帳の交付を受けその程度が1～4級、②精神障害者手帳の交付を受けその程度が1～2級、③療育手帳の交付を受けその程度がAまたはBのうち中度、④障がい福祉サービス受給者証の交付を受けている(難病患者等で障がい種別5))

●65歳以上の高齢者のみの世帯

●6人以上の世帯人員数だが、分割してお隣入居を申し込んだ世帯

- ・住戸が余った団地については、当該団地を第2希望とした世帯から同様の方法により入居者を決定します。

8. 入居決定のご案内と入居手続きについて

- ・入居者決定の抽選結果は、8月11日(土)に、入居決定者の受付票の番号を避難所、倉敷市ホームページなどでお知らせします。

- ・入居が決定した入居者には、入居手続きなどの詳細についてご連絡します。

※仮設住宅団地内の住戸の位置は希望できません。住戸によって日照条件等が異なる場合がありますが、ご了承願います。

9. 注意事項

※入居できるのは9月中となる見込みです。

※借上型仮設住宅(みなし仮設住宅)、市営住宅等からの移転はできません。

※入居時に世帯人数等の確認を行います。申込内容に誤りがあると入居決定が取り消しとなることがありますのでご注意ください。

※ペットについては、隣家等に悪影響を及ぼさない範囲での室内飼育に限ります。

【問い合わせ先】

倉敷市建築部公共建築課・公共設備課(本庁舎6階)

倉敷市西中新田640番地

Tel 086-426-3535

建設型仮設住宅の住戸タイプ等について

1. 真備総団地・二万団地 について

- ・建物の種別：プレハブ

- ・住戸タイプは下記の3種類となります。

1DK…1～2人
2DK…2～4人
3K …4人以上

※申込者が選択するのではなく、世帯人員及び抽選による順番で適合する住戸を割り付けます。

※平面プランは、別綴じ図面集①～③を参照ください。

- ・設備について（あらかじめ設置されているもの）

エアコン（1台）・照明・ガスコンロ・風呂・キッチン・トイレ・カーテン

2. みその団地・岡田団地 について

- ・建物の種別：本造

- ・住戸タイプは下記の3種類となります。

1DK…1～2人
2DK…2～4人
3K …4人以上

※申込者が選択するのではなく、世帯人員及び抽選による順番で適合する住戸を割り付けます。

※平面プランは別綴じ図面集④～⑥を参照ください。

- ・設備について（あらかじめ設置されているもの）

エアコン（1台）・照明・ガスコンロ・風呂・キッチン・トイレ・カーテン

3. 柳井原団地 について

- ・建物の種別：トレーラーハウス

- ・トレーラーハウスには、柳井原 A（低床住宅は地面から約20cm程度：40戸）と柳井原 B（高床住宅は地面から約80cm程度：10戸）があり、さらにそれぞれに下記に示す住戸タイプがあります。

柳井原 A：1DK…1～4人、2～4人
2DK…1～4人
柳井原 B：1DK…1～2人
2DK…3人以上

※柳井原 Aまたは柳井原 Bを選択して申し込むこととなります。

※柳井原 Bの1DKは2戸となります。

※平面プランは、別綴じ図面集⑦～⑪を参照ください。

- ・設備について

※別綴じ図面集を参照ください。

※柳井原 Aの住戸タイプによっては、浴室がなくシャワー室のみの住戸もありますので、ご了承ください。

1. お隣入居とは

- ・お隣入居とは、近隣に居住したいと考える二世帯がペアになって、同じ仮設住宅団地内の二住戸を申し込むものです。入居にあたっては、二世帯が近隣の住戸となるよう配慮します。(必ず二世帯が隣接できるわけではありません。)
- ・お隣入居は、「老人クラブのお友達と一緒に仮設住宅団地に入れたら心強いのがなあ。」「親世帯と子世帯が両方被災した。どうせなら同じ仮設住宅団地に住みたい。」「7人家族が一緒に住める借上型仮設住宅が妥当だらない。家族が二つに分かれるのは仕方がないが、せめて歩いて行ける距離で暮らしたい。」といった被災者の声に応えるために行うものです。
- ・お隣入居を活用していただくことにより、仮設住宅団地における新生活のストレスや孤独を和らげる効果に期待するとともに、御近所の見守りなど、共助機能の強化にもつながるものと考えています。

2. お隣入居ができる世帯

- ・お隣入居を申し込む二世帯は、友達、親戚など、どのような関係でもかまいませんが、必ず双方合意の上で申込みをしてください。
- ・世帯人員が6人以上の世帯は、世帯人員を2つに分割して、仮の二世帯として「お隣入居」を申し込むことができます。
- ・お隣入居は、双方の世帯の関係性について何らかの制約や責任関係を生じさせるものではありません。

3. お隣入居の申込方法

- ・お隣入居を申し込むには、必ずお隣入居用の「(第一次)建設型仮設住宅申込書」及びお隣入居用の「受付票」を使用してください。お隣入居の申込書、受付票はそれぞれ二世帯で1枚です。
- ・柳井原団地では申込者にA・Bを選択していただきますが、A・Bの組み合わせによるお隣入居には対応できません。

4. 抽選におけるお隣入居の取扱い

- ・抽選により順番をつける際には、お隣入居の二世帯を1つの世帯とみなし、一般入居とお隣入居を混在させて抽選し、二世帯を同じ順番とします。
- ・お隣入居の二世帯は、共に入居できるか、共に入居できないかのどちらかとなります。
- ・お隣入居の二世帯のうち少なくとも一方が優先世帯の場合は優先世帯として取り扱います。
- ・6人以上の世帯を分割してお隣入居を申し込んだ世帯は優先世帯として取り扱います。
- ・入居者の決定において、残戸数が少なくなり、二世帯そろっての入居はできないが一世帯なら入居できるという場合には、下位の一般入居の世帯が繰り上げ入居となります。

5. お隣入居のキャンセル

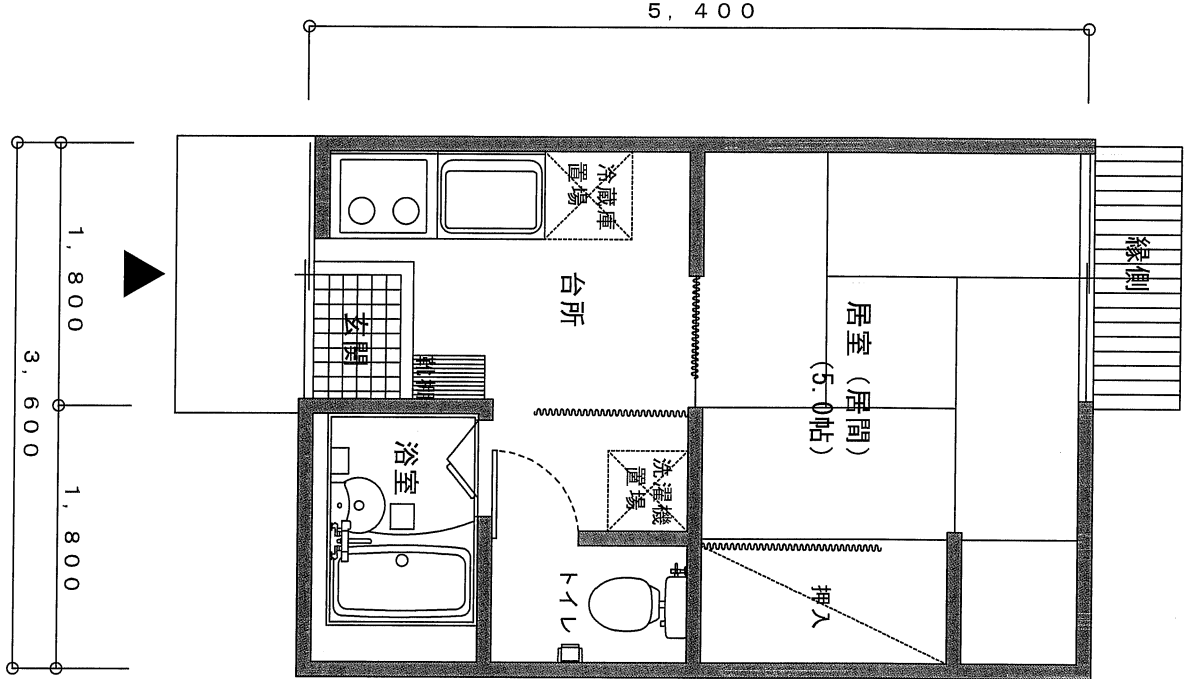
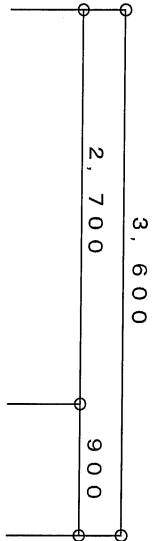
- ・お隣入居の二世帯の一方だけがキャンセルした場合、キャンセルした世帯が非優先世帯のとき又は残った世帯が優先世帯のときは、残った世帯の順番は変わりませんが、キャンセルした世帯が優先世帯であり、かつ残った世帯が非優先世帯のときは、残った世帯の順番は最下位とします。この場合、入居決定後であっても、入居決定が取り消されることがあります。

図面集

(建設型仮設住宅の住戸タイプ)

図面集①

(真備総団地・二万団地)



【プレハブ タイプ】

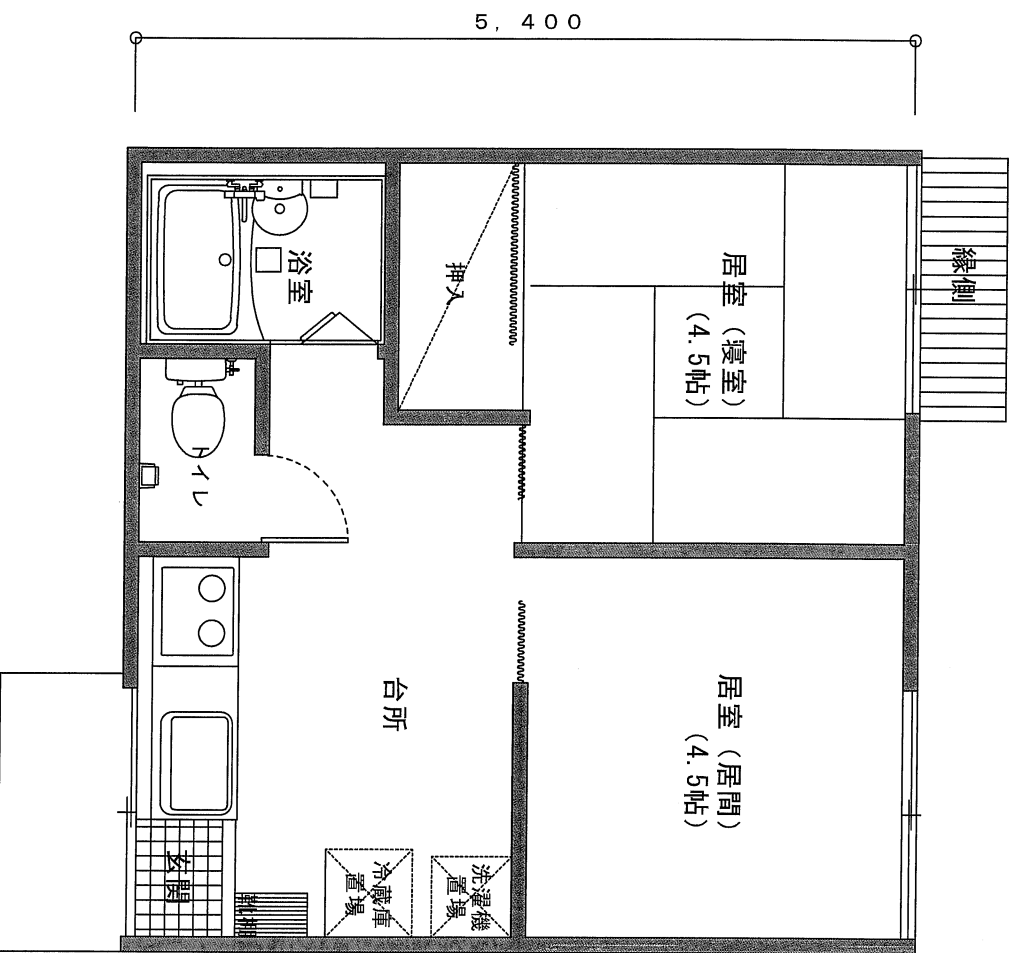
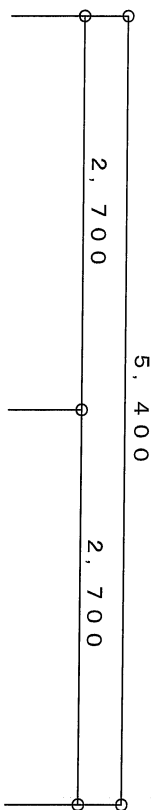
1DK

(床面積 約20㎡)

※標準的な間取り図のため、若干変更になる場合があります。

図面集②

(真備総団地・二万団地)



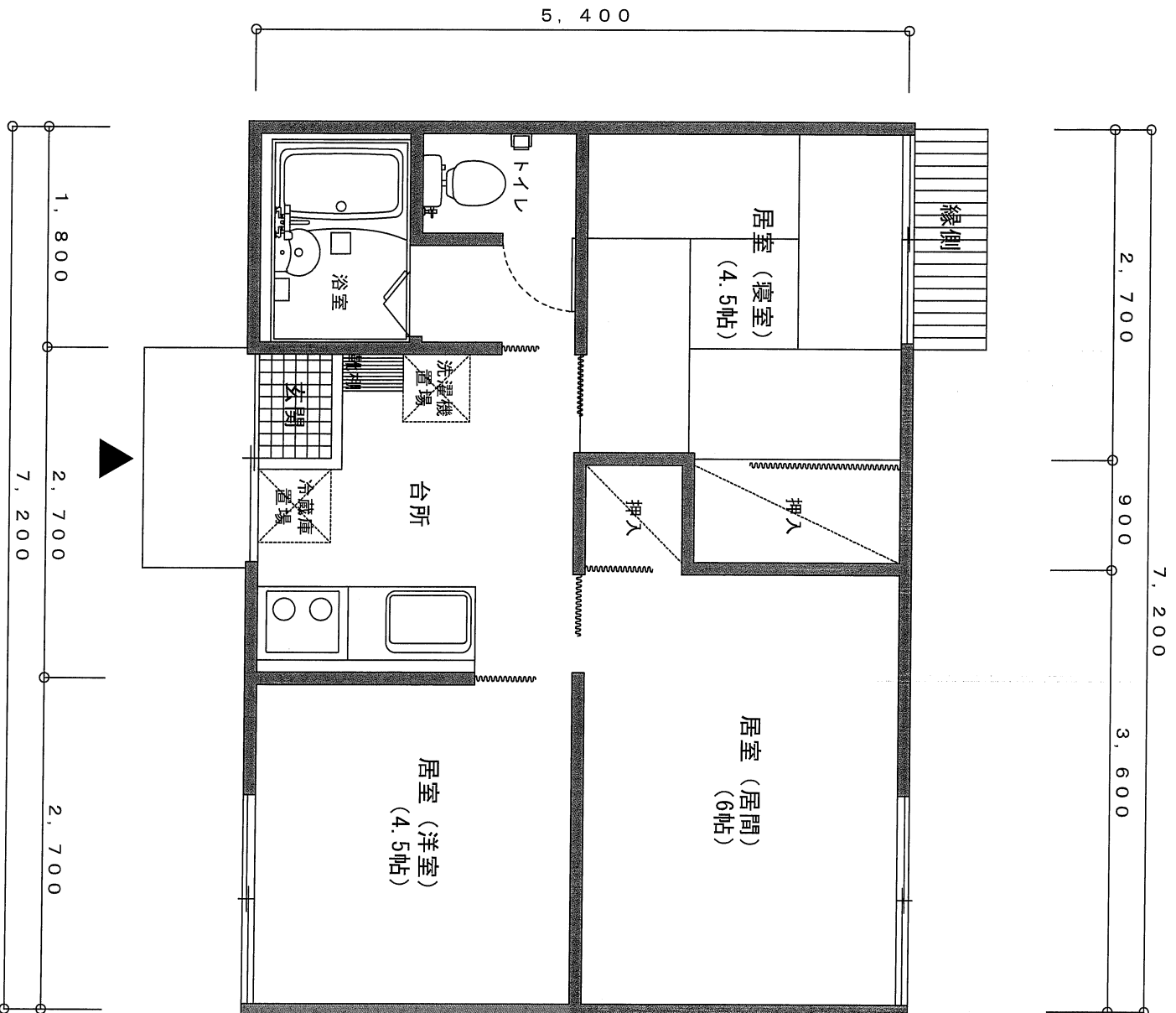
【プレハブ タイプ】

2DK

(床面積 約30㎡)

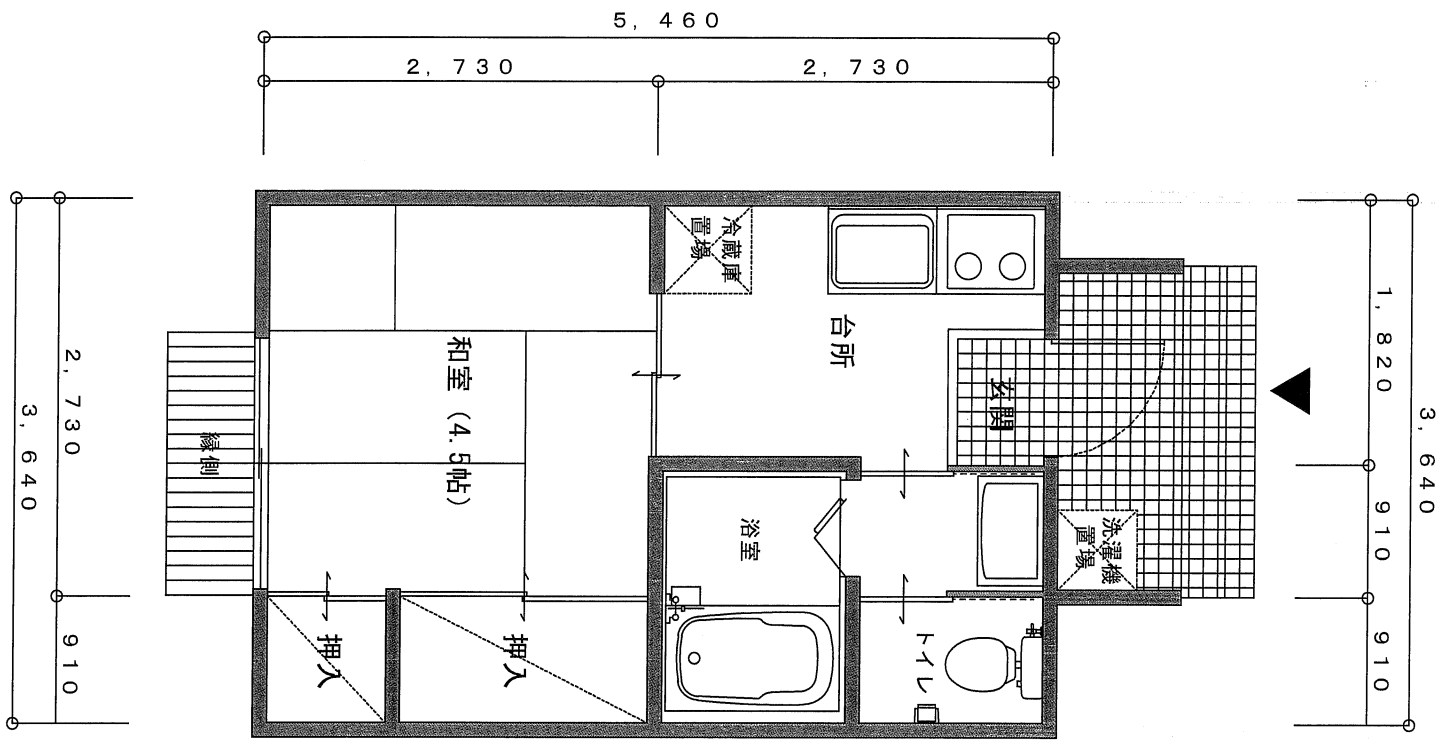
※標準的な間取り図のため、若干変更になる場合があります。

図面集③
(真備総団地・二万団地)



(床面積 約40㎡)

※標準的な間取り図のため、若干変更になる場合があります。



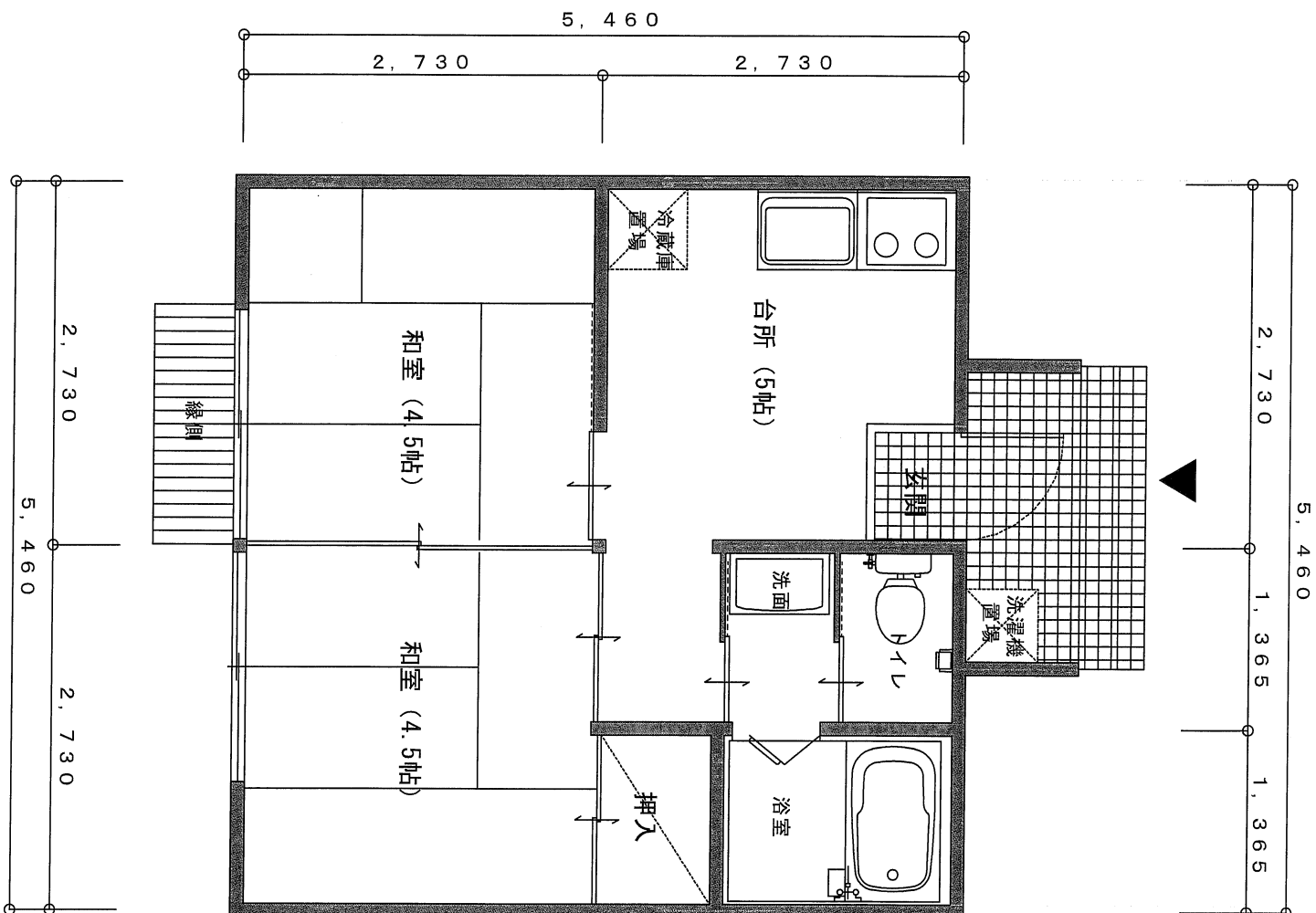
【木造 タイプ】

1DK

(床面積 約20㎡)

※標準的な間取り図のため、若干変更になる場合があります。

図面集⑤
(みその団地・岡田団地)



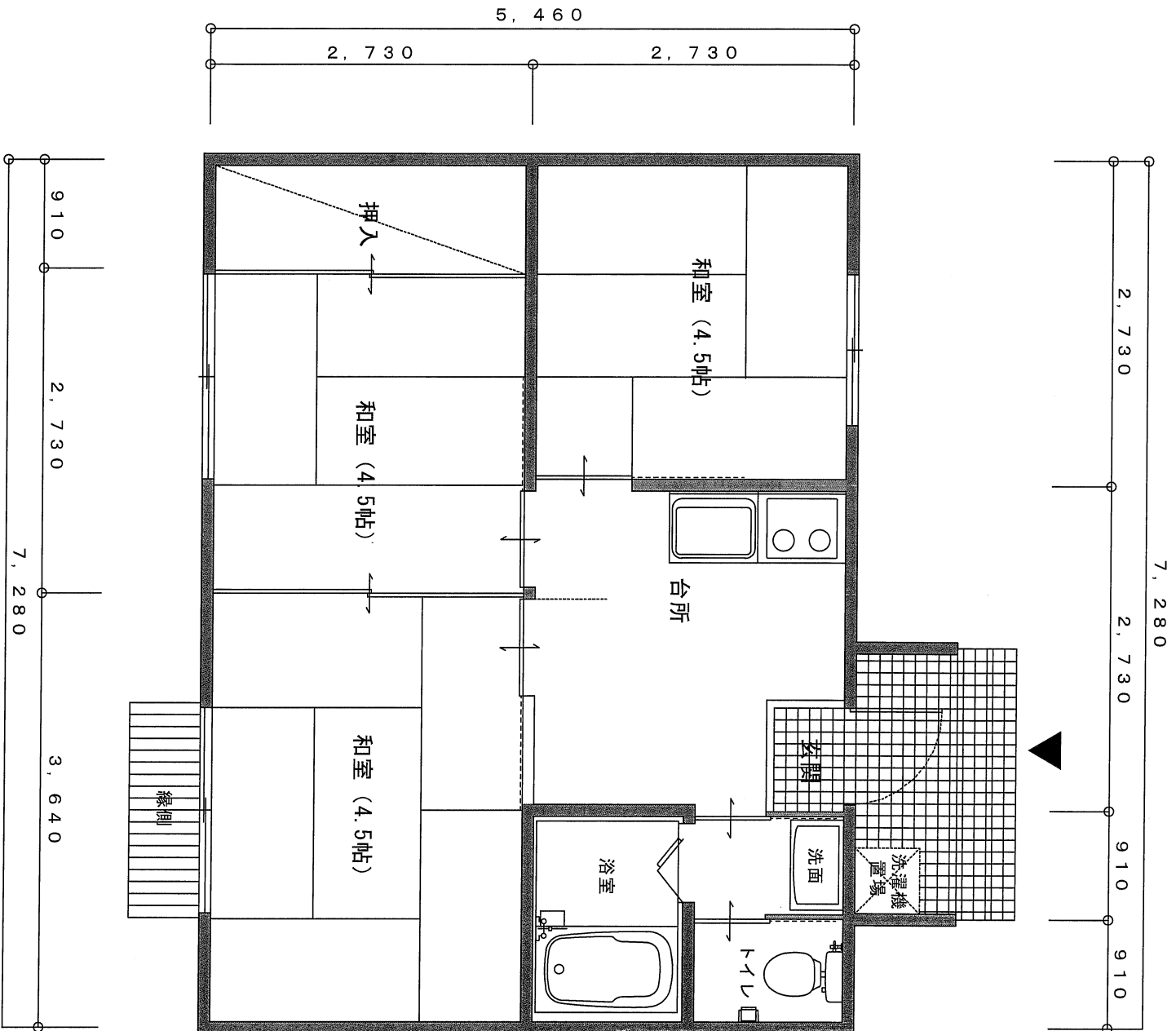
【木造 タイプ】

2DK

(床面積 約30㎡)

※標準的な間取り図のため、若干変更になる場合があります。

図面集⑥
(みその団地・岡田団地)



【木造 タイプ】

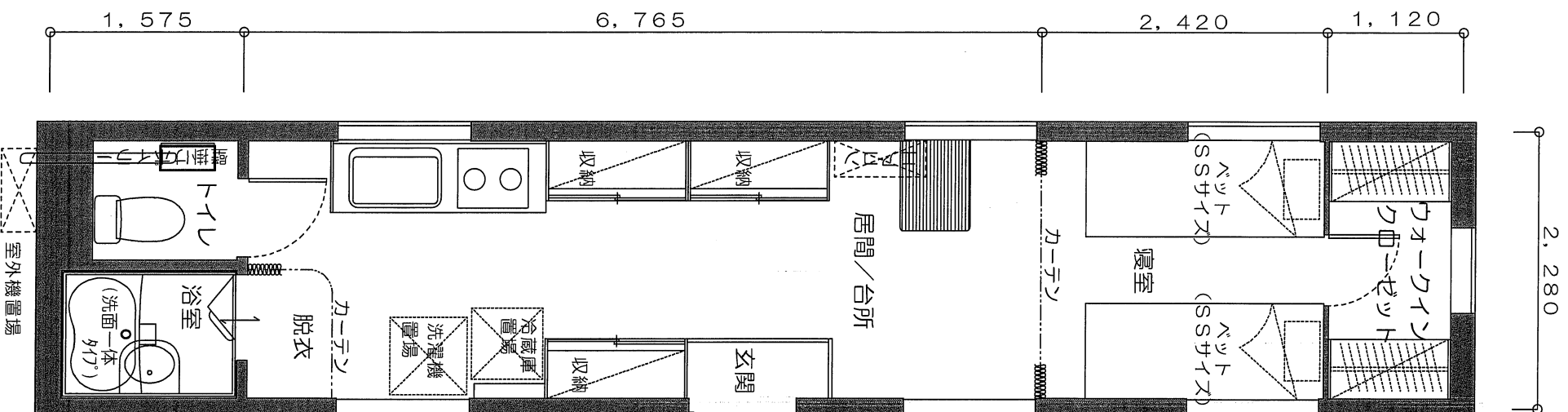
3K

(床面積 約40㎡)

※標準的な間取り図のため、若干変更になる場合があります。

図面集⑦
(柳井原団地)

【柳井原 A タイプ】
1DK (1～4人)
(床面積 約27㎡)

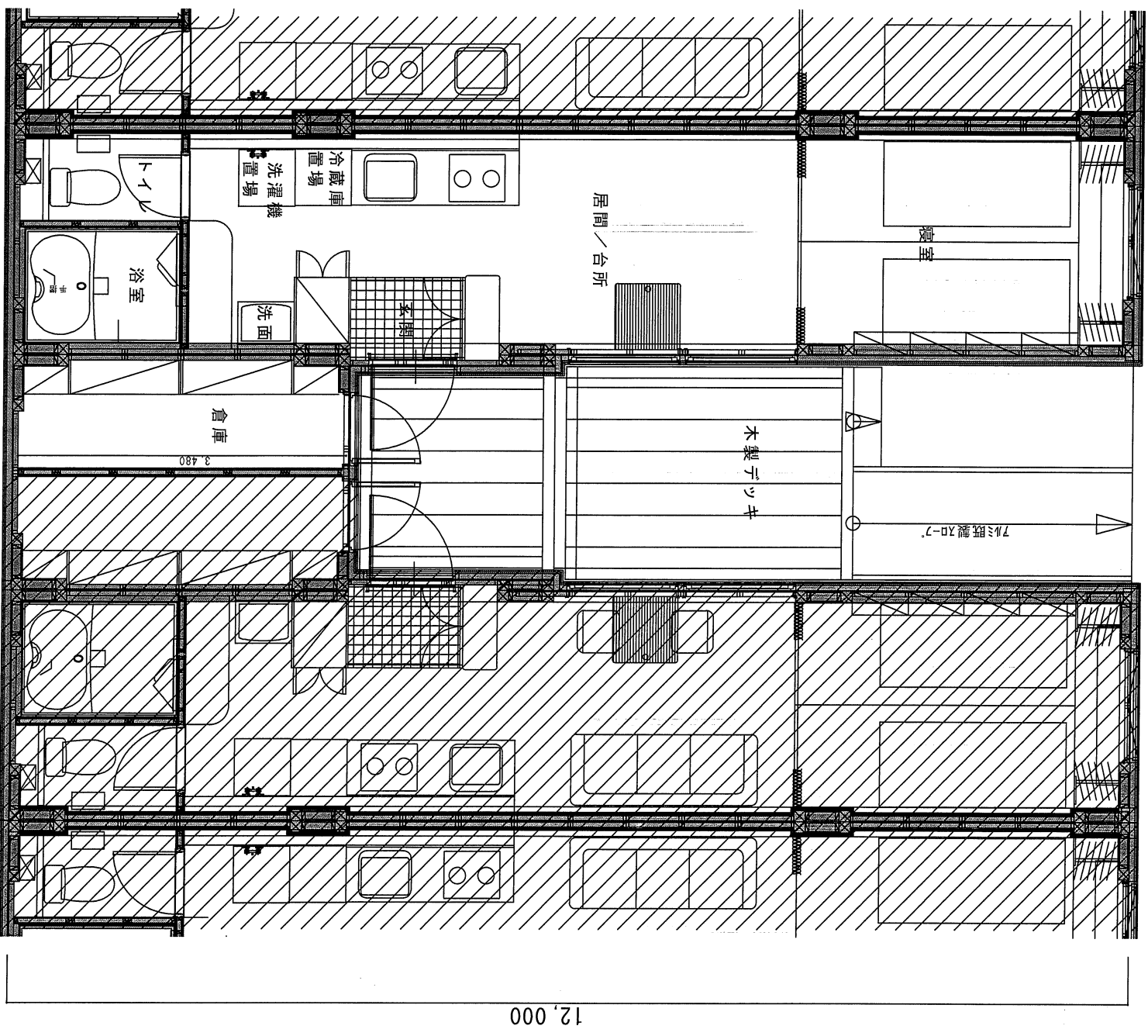


※設置されるトイレ・ラ・ハウスによっては、間取りが変更になる場合があります。

【柳井原 A タイプ】

1DK (2～4人)

(床面積 約33㎡)



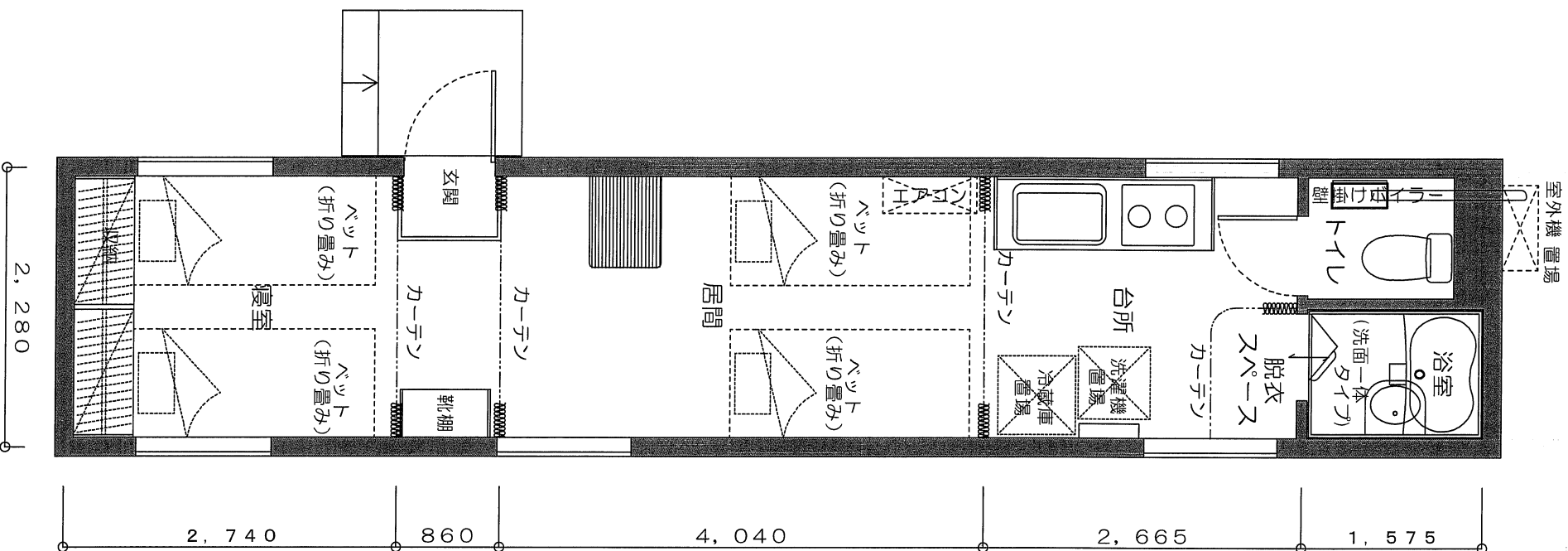
※設置されるトイレ・ラ・ハウスによって間取りが変更になる場合があります。

図面集⑨
(柳井原団地)

【柳井原A タイプ】

2DK (1～4人)

(床面積 約27㎡)



※設置されるトイレ・ハウスによっては、間取りが変更になる場合があります。

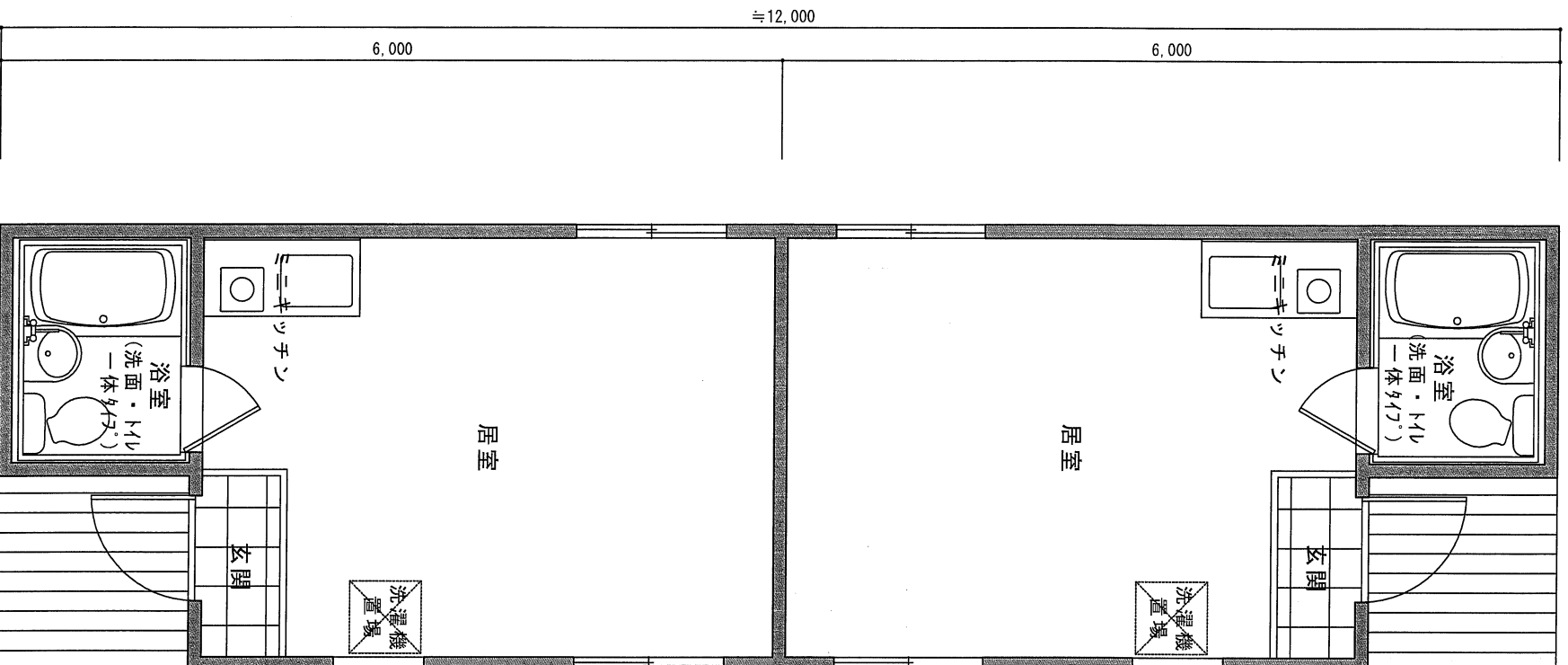
≒3,400

図面集⑩
(柳井原団地)

【柳井原B タイプ】

1DK (1~2人)

(床面積 約18㎡)



【柳井原B タイプ】

1DK (1~2人)

(床面積 約18㎡)

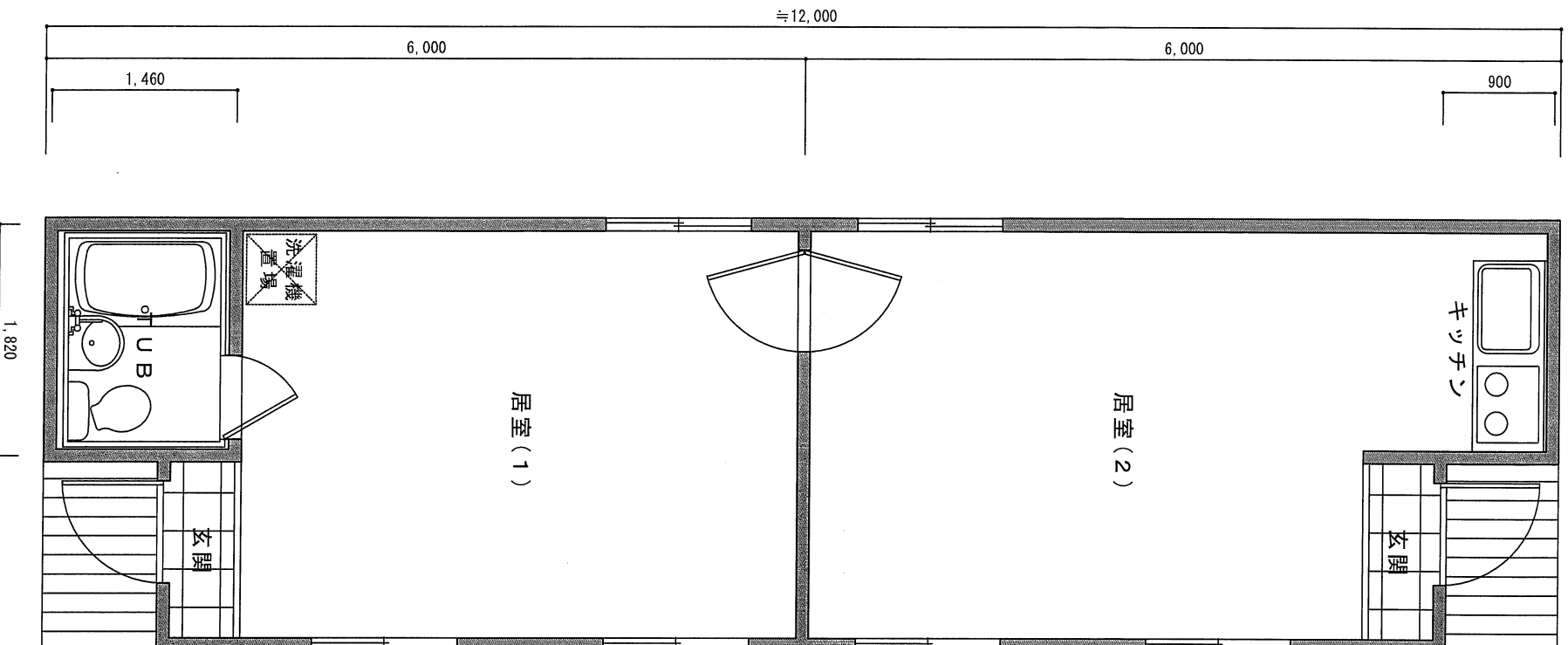
≒3,400

図面集⑪
(柳井原団地)

【柳井原B タイプ】

2DK (3人以上)

(床面積 約36㎡)



※設置されるトレーラーハウスによっては、間取りが変更になる場合があります。

注意事項

「柳井原団地トリーラーハウス仕様」について

お風呂に関する注意事項

柳井原A・Bの浴室がある住戸タイプの浴槽については、

追吹き機能が有りませんので、ご了承下さい。

柳井原Aの住戸タイプによっては、浴室がなくシャワー室のみ

の住戸もありますので、ご了承ください。